

第２章

|  |  |
| --- | --- |
| 各　論 |  |

論

実施事業、成果指標中の★印は、重点的に取り組む事業になります。

成果指標についての【現状】は、平成28年度の実績を基本として記載しています。

# 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進

## 基本施策（１）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の周知啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★① 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発

≪障害政策課≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、一般の企業等に広く周知、啓発を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進します。

★②「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施

≪障害政策課≫

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。また、開催方法を工夫し、障害種別や障害のあるなしに関係なく、幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としていきます。

③「障害者週間」市民のつどいの実施

≪障害政策課≫

毎年12月３日から９日までの１週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、講演会などを実施します。市民のつどいの開催に当たっては、幅広い市民が参加できるよう内容の充実を図ります。

④ 人権に関する学習の推進

≪人権教育推進室≫

地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害者問題をはじめとする様々な人権問題をテーマにした講座や講演会を開催するなど、人権に関する学習を推進します。

また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、人権を尊重し合う教育を障害のある児童生徒にも、障害のない児童生徒にも行います。

⑤ 交流及び共同学習の発展

≪特別支援教育室≫

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習をさらに推進します。また、通常の学級と特別支援学級など、複数の場で学ぶことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。さらに、これらの活動を通して、障害への理解や「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理解啓発を図ります。

⑥ 心の健康に関する理解促進

≪こころの健康センター≫

ひきこもり、思春期、依存症、自殺予防などの心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。

⑦ 精神疾患に関する理解促進

≪精神保健課≫

「統合失調症」や「躁うつ病」などをテーマとした講演会を開催し、精神障害者の自立と社会参加、及び精神障害に関する理解促進を図ります。

⑧ 市職員の障害者への理解促進

≪障害政策課≫

市職員の障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な窓口等での対応や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。

成果指標



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発≪障害政策課≫ | 地域の中で、障害に対する理解が深まってきていると感じる市民の割合【平成25年度　45.1％】 | - | - | 60％ |
| ★２ | 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施≪障害政策課≫ | 参加者アンケートによる十分に意見交換できた方の割合【アンケート未実施】 | 70％ | 75％ | 80％ |
| ３ | 「障害者週間」市民のつどいの実施≪障害政策課≫ | 来場者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |
| ４ | 人権に関する学習の推進≪人権教育推進室≫ | 公民館での人権に関する講座・講演会参加者数【2,302人】 | 2,520人 | 2,550人 | 2,580人 |
| 人権標語・作文の応募点数【150,592点】 | 152,000点 | 153,500点 | 155,000点 |
| ５ | 交流及び共同学習の発展≪特別支援教育室≫ | 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒の交流及び共同学習参加率（実施人数/実施希望者数）【100％（1,191/1,191人）】 | 100％ | 100％ | 100％ |
| ６ | 心の健康に関する理解促進≪こころの健康センター≫ | 参加者アンケートによる満足度【アンケート未実施】 | 80％ | 80％ | 80％ |
| ７ | 精神疾患に関する理解促進≪精神保健課≫ | 参加者アンケートによる満足度【70％】 | 70％ | 70％ | 70％ |
| ８ | 市職員の障害者への理解促進≪障害政策課≫ | 受講者アンケートによるノーマライゼーションについての理解度【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |

## 基本施策（２）障害を理由とする差別の解消

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への差別を解消するための取組を実施します。障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんを行います。

また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進します。

実施事業

★① 障害者差別への適切な対応、支援の実施

≪障害政策課≫

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、合理的配慮の提供や地域における身近な差別の解消を推進するため、市民や企業等に対し、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行い、障害や障害者に対する理解の促進に努めるとともに、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めます。

★② 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施

≪障害政策課≫

障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

また、市の職員が障害者に対して適切な対応をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 障害者差別への適切な対応、支援の実施≪障害政策課≫ | 差別解消のための周知啓発【パンフレットの作成・配布等による周知啓発活動を実施】 | 合理的配慮に関する好事例の収集 | 合理的配慮に関する事例集の作成 | 合理的配慮に関する事例集を活用した啓発 |
| ★２ | 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施≪障害政策課≫ | 研修参加者のアンケートによる障害者差別の理解度【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |

## 基本施策（３）障害者への虐待の防止

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者虐待への適切な対応、支援の実施

≪障害支援課≫

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を各区１か所以上設置して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

★② 虐待の防止のための研修の実施

≪障害支援課≫

平成30年度から施行される埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されることなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 障害者虐待への適切な対応、支援の実施≪障害支援課≫ | 設置区数【２区】 | ４区 | ７区 | 10区 |
| ★２ | 虐待の防止のための研修の実施≪障害支援課≫ | 事業所の研修受講率【19％】 | 40％ | 70％ | 100％ |

## 基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障害者が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利・利益を保護します。

実施事業

① 成年後見制度の利用の促進

≪障害支援課≫

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、判断能力の不十分な障害者に、成年後見制度の利用の促進を図ります。

また、増大する需要に対し、弁護士や社会福祉士などの専門職がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を構築するため、その育成・支援を行います。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

≪障害支援課≫

判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者に対して、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | 成年後見制度の利用の促進≪障害支援課≫ | 市民後見人候補者登録件数（累積）【28人】 | 30人 | 35人 | 40人 |

# 基本目標２　質の高い地域生活の実現

## 基本施策（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援

障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

① 乳幼児発達健康診査の実施

≪地域保健支援課≫

乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行います。

② 私立幼稚園等特別支援促進事業の実施

≪幼児政策課≫

私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行うとともに、希望する私立幼稚園等に対して臨床心理士等を派遣し、対象幼児の行動観察を行った上で、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。

③ 保育所での育成支援の充実

≪保育課≫

発育や発達に心配のある児童を幅広く保育園で受け入れ、臨床心理士等による巡回保育相談の実施や療育機関との連携を強化するほか、個々の成長に合わせたきめ細かい柔軟な保育を実施するため、作業療法士等専門職を派遣し児童の育成を支援します。

また、私立保育園において障害児等を受け入れるに際し、加配保育士を配置するための人件費の助成や保育士を対象とした専門知識を得るための研修を開催するなどし、障害児等の受入れを促進します。

④ 総合療育センター事業

≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課・育成課、療育センターさくら草≫

医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び保護者支援を継続して実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。

障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。あわせて、多職種の専門職による保育所・幼稚園等への訪問支援及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。

★⑤ 多様な学びの場の充実

≪特別支援教育室≫

障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学べるよう、全ての小・中学校（浦和中学校を除く）に特別支援学級を設置できるよう教室整備を進めるとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。

⑥ 相談支援体制の充実

≪特別支援教育室≫

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、将来を見据えた一貫した支援を受けることができるように、教育、医療、保健、福祉、労働の専門機関が連携し、学校支援を行います。

⑦ 心身障害児特別療育費の補助

≪障害支援課≫

県内の重症心身障害児施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度障害児の処遇の適正化を図ります。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | 乳幼児発達健康診査の実施≪地域保健支援課≫ | 乳幼児発達健康診査 利用数【982名】 | 1,000名 | 1,020名 | 1,040名 |
| ２ | 私立幼稚園等特別支援促進事業の実施≪幼児政策課≫ | 特別な教育的支援を要する幼児を受け入れている幼稚園の増加数【69園】 | 3園 | 3園 | 3園 |
| ３ | 保育所での育成支援の充実≪保育課≫ | 育成支援に係る相談件数【258件】 | 270件 | 280件 | 290件 |
| 障害児保育事業を実施する認可保育所の増加数【119施設】〔参考：市内全保育所は178施設〕 | 10施設 | 10施設 | 10施設 |
| ４ | 総合療育センター事業≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課・育成課、療育センターさくら草≫ | 初診数【859件】 | 880件 | 940件 | 950件 |
| ★５ | 多様な学びの場の充実≪特別支援教育室≫ | 特別支援学級の教室整備率【平成29年度 91.8％（146/159校）】 | 94.3％（150/159校） | 96.9％（154/159校） | 100％（159/159校） |
| 通級指導教室の拡充【平成29年度小学校（発達・情緒）18校20教室（改修）】 | 中学校（発達・情緒）1校1教室小学校（難聴・言語）1校3教室 | 中学校（発達・情緒）1校1教室小学校（難聴・言語）1校3教室 | 中学校（発達・情緒）1校1教室小学校（難聴・言語）1校3教室特別支援学校（肢体）1校1教室 |
| ６ | 相談支援体制の充実≪特別支援教育室≫ | さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会の小・中・高等・特別支援学校活用率【51.8％（86/166校）】 | 54.8％（91/166校） | 57.8％（96/166校） | 60.8％（101/166校） |

## 基本施策（２）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じて各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業

① 障害者（児）への福祉サービスの充実

≪障害支援課≫

障害者が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第３章　第５期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

★② 障害福祉サービス事業所等の整備

≪障害政策課≫

特別支援学校卒業後の障害者等の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。特に生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。

③ 指導監査の実施

≪監査指導課≫

自立支援給付対象サービス等の質の確保と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等の指導監査を実施します。

④ 心身障害者医療費の給付

≪年金医療課≫

心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳１～３級所持の方、療育手帳・Ａ・Ｂ所持の方、精神障害者保健福祉手帳１級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

⑤ ふれあい収集の実施

≪資源循環政策課≫

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない市民の方の自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

⑥ 聴覚障害者のための社会教養講座の実施

≪生涯学習振興課≫

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

★⑦ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

≪こころの健康センター、障害支援課、精神保健課≫

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、地域自立支援協議会において検討を進め、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

また、システムの構築に向けた施策を検討の上、モデル事業として精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）を実施し、システム構築のための手法を確立することで、今後市全域への普及を目指します。

⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施

≪健康増進課≫

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。

⑨ ひきこもり対策推進事業の実施

≪こころの健康センター≫

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。

また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。

⑩ 依存症対策地域支援事業の実施

≪こころの健康センター≫

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

⑪ 家族教室の開催

≪精神保健課≫

回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の疾患や障害、家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

★⑫ 高次脳機能障害の普及啓発と相談支援

≪障害者更生相談センター≫

当事者及び家族等に必要な情報を届け、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。

高次脳機能障害者及び家族等を対象に電話相談等を行い、他の関係機関との調整や連携を図りながら支援を行います。また、地域相談会やグループ活動を実施することで、ピアカウンセリングや社会参加の場を創出します。正しい知識と対応方法を伝える家族教室を開催することで、家族支援の充実を図ります。

★⑬ 発達障害者（児）に対する支援の充実

≪障害政策課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課、
療育センターさくら草、子ども家庭総合センター子ども家庭支援課≫

発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行います。

このため、発達障害児が通う保育所・幼稚園等の地域施設支援として、多職種の専門職員を派遣しカンファレンスなどを実施するとともに、保護者支援として、保護者向けの勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の親が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。

平成30年４月に開設する「子ども家庭総合センター」では、子育て支援の延長としてインクルーシブ子育て支援事業（※）に取り組むほか、発達障害児を含む「子どもの困り感」や「保護者の心配事」に対する相談・支援システムを構築し、子育て支援者向けの講座や、子育て支援者の養成を実施します。

また、発達障害及びその疑いがある学生等を対象に、就労の選択肢や就職活動の進め方に関する講座を開催し、その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。

※親の心配事や子ども自身がどうしてよいかわからない「困り感」への迅速な対応が可能な子育て支援のシステムとして、障害がある子にもない子にも、グレーゾーンの子にも有効なプログラムを提供していく事業。

⑭ 発達障害児支援の普及、啓発

≪総合療育センターひまわり学園総務課・育成課、療育センターさくら草≫

発達障害児への理解と支援方法を広く関係者・関係機関へ普及するため、療育講座を開催するとともに、理解啓発のための冊子の作成・配布を行います。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 障害福祉サービス事業所等の整備≪障害政策課≫ | 障害福祉サービス事業所等（生活介護）の整備人数【定員数1,388人】 | 50人 | 50人 | 50人 |
| ２ | 指導監査の実施≪監査指導課≫ | 指導監査実施事業所数【127事業所】 | 132事業所 | 132事業所 | 132事業所 |
| ３ | 聴覚障害者のための社会教養講座の実施≪生涯学習振興課≫ | 参加者アンケートによる生活に役立つ知識の習得などができたと回答した方の割合【アンケート未実施】 | 75％ | 80％ | 85％ |
| ★４ | 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築≪こころの健康センター、障害支援課、精神保健課≫ | 訪問支援の延べ人数【現状及びニーズの把握】 | モデル事業の方針の決定 | 24人 | 48人 |
| ５ | ひきこもり対策推進事業の実施≪こころの健康センター≫ | リレートサポーター派遣事業利用者のうち、ひきこもり状態に改善がみられた者の割合【50％】 | 50％ | 55％ | 60％ |
| ６ | 依存症対策地域支援事業の実施≪こころの健康センター≫ | 支援者養成研修受講者へのアンケートによる理解度【アンケート未実施】 | 90％ | 90％ | 90％ |
| ７ | 家族教室の開催≪精神保健課≫ | 参加者アンケートによる理解度【60％】 | 70％ | 70％ | 70％ |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★８ | 発達障害者（児）に対する支援の充実≪障害政策課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、子ども家庭総合センター子ども家庭支援課≫ | 地域施設支援実施件数（延べ件数）【192件】 | 200件 | 205件 | 210件 |
| 保護者向け勉強会の参加者アンケートによる満足度【アンケート未実施】 | 90％ | 91％ | 92％ |
| ペアレントトレーニングの参加者アンケートによる満足度【アンケート未実施】 | 85％ | 90％ | 90％ |
| ペアレントメンター相談・交流会等参加者数（延べ）【13人】 | 50人 | 55人 | 60人 |
| (仮称)子育て支援トレーナー講座の開催回数【未実施】 | 4回 | 8回 | 10回 |
| 発達障害者社会参加事業を継続して利用できた当事者の割合【平成28年度68％】 | 70％ | 71％ | 72％ |
| 学生向けキャリア形成支援事業講座等の内容が理解できたと回答した参加者の割合【アンケート未実施】 | 60％ | 65％ | 70％ |
| ９ | 発達障害児支援の普及、啓発≪総合療育センターひまわり学園総務課・育成課、療育センターさくら草≫ | 療育講座の参加者アンケートによる満足度【91％】 | 92％ | 93％ | 94％ |

## 基本施策（３）障害者の居住場所の確保

障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、障害者の住まいの確保や、地域で生活し続けるための支援を行います。

実施事業

★① グループホームの整備

≪障害政策課≫

国庫補助金を活用し、障害者が自ら選択した地域で生活することができるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施

≪障害支援課≫

障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

③ 市営住宅における障害者などへの入居優遇

≪住宅政策課≫

市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行うとともに、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。

④ 居宅改善整備費の補助

≪障害支援課≫

肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | グループホームの整備≪障害政策課≫ | グループホームの整備人数【定員321人】 | 60人 | 60人 | 60人 |

## 基本施策（４）相談支援体制の充実

障害者やその家族などが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう各種相談窓口を設置し、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

① 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実

≪障害支援課≫

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成の場等として相談支援連絡会議の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を周知、活用するなど、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

② 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催

≪こころの健康センター≫

多岐にわたる行政機関や地域の精神保健・医療・福祉関係者、当事者や家族も含めた有機的な連携を図るため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。

★③ 障害者生活支援センターの充実

≪障害支援課≫

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直し等、その機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

④ 高齢・障害者権利擁護センターの運営

≪障害支援課≫

障害者及び高齢者の権利の擁護に関する専門的な支援機関である、高齢・障害者権利擁護センターを運営し、各区役所の支援課や障害者生活支援センターなど、一次相談機関の職員を対象とした、医師・弁護士など嘱託専門職員による障害者虐待等への対応に関する助言や虐待等及び後見的支援に係る研修を行います。

⑤ 精神保健福祉に関する相談の実施

≪こころの健康センター、精神保健課≫

精神保健課・各区役所保健センターでは、相互の連携を密にしながら、市民の身近な機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。また、より良い支援のため、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。

こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。

⑥ 精神保健福祉士の区役所派遣事業

≪こころの健康センター≫

市民に身近な区役所で精神保健福祉に関する専門的な相談を受けることができるよう、こころの健康センターから区役所に精神保健福祉士を派遣し、区役所において相談・ケースワークを担当する職員の支援を実施します。

⑦ 障害者相談員の設置

≪障害支援課≫

地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、必要な相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図ります。

⑧ 聴覚障害者相談員の設置

≪障害支援課≫

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、手話通訳者などと情報交換や連携を図り、地域の聴覚障害者の支援に努めます。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実≪障害支援課≫ | 地域部会の設置【未設置】 | 地域部会の事業方針及び設置区の決定 | １区での実施 | ２区での実施 |
| ２ | 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催≪こころの健康センター≫ | 参加者アンケートによる満足度【アンケート未実施】 | 80％ | 80％ | 80％ |
| ★３ | 障害者生活支援センターの充実≪障害支援課≫ | 基幹相談支援センター整備【２か所設置】 | ３か所目の事業方針決定 | ３か所目の整備箇所の決定 | ３か所目の整備 |
| ４ | 高齢・障害者権利擁護センターの運営≪障害支援課≫ | 一次相談機関職員の研修受講率【66％】 | 80％ | 90％ | 100％ |
| ５ | 障害者相談員の設置≪障害支援課≫ | 障害者相談員の相談件数【平成26から28年度までの平均件数1,338件】 | 1,350件 | 1,400件 | 1,450件 |
| ６ | 聴覚障害者相談員の設置≪障害支援課≫ | 相談件数【平成26から28年度までの平均件数1,054件】 | 1,100件 | 1,150件 | 1,200件 |

## 基本施策（５）人材の確保・育成

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

あわせて、障害者の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★① 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援

≪障害政策課、障害支援課≫

民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための効果的な実施手法を検討の上、取組を進めます。

★② 手話講習会の開催

≪障害支援課≫

コミュニケーション手段の一つである手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。

また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。

★③ 要約筆記者養成講習会の開催

≪障害支援課≫

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。

④ 市職員に対する手話等の研修の実施

≪障害支援課、人材育成課≫

主に窓口等において市民に直接対応する職員を対象に、聴覚障害への理解と人権意識を深めるとともに、聴覚障害者への応対力を高めることを目的として、手話の実技研修や特別講演等を実施します。

⑤ 高次脳機能障害に関する職員研修の実施

≪障害者更生相談センター≫

高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修を実施します。

⑥ 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施

≪こころの健康センター≫

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

⑦ 特別支援教育に関する教職員研修の実施

≪教育研究所≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習、体験等を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

⑧ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

≪特別支援教育室≫

校内の特別支援教育を推進するため実践力のある特別支援教育コーディネーターを養成するとともに、さいたま市の特別支援教育の推進者として、専門性のある教員の養成を図ります。

また、免許法認定講習（特別支援教育）を実施し、特別支援教育に関する教員の専門性の向上や、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の更なる推進を図ります。

⑨ 地域のネットワークを活用した人材育成

≪中央区役所支援課、岩槻区役所支援課≫

区役所において障害福祉を担当する支援課と、地域の事業所等の関係機関がネットワークを構築し、情報交換や意見交換を行い、地域課題の共有を通して、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

成果指標



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 手話講習会の開催≪障害支援課≫ | 修了者数【218人】 | 220人 | 220人 | 220人 |
| ★２ | 要約筆記者養成講習会の開催≪障害支援課≫ | 修了者数【13人】 | 15人 | 15人 | 15人 |
| ３ | 市職員に対する手話等の研修の実施≪障害支援課、　人材育成課≫ | 研修参加者数【32人】 | 35人 | 35人 | 35人 |
| ４ | 高次脳機能障害に関する職員研修の実施≪障害者更生相談センター≫ | 受講者アンケートによる満足度【アンケート未実施】 | 60％ | 65％ | 70％ |
| ５ | 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施≪こころの健康センター≫ | 受講者アンケートによる理解度【アンケート未実施】 | 90％ | 90％ | 90％ |
| ６ | 特別支援教育に関する教職員研修の実施≪教育研究所≫ | 参加者の理解度における肯定的な回答の割合【86％】 | 90％ | 90％ | 90％ |
| ７ | 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上≪特別支援教育室≫ | 特別支援教育コーディネーター実践研修受講者（特別支援教育コーディネーターとして３年以上の経験のある教員等の条件を満たし、校長が推薦する者）【累計16人】 | 累計26人 | 累計29人 | 累計32人 |
| 免許法認定講習受講者【80人】 | 80人 | 80人 | 80人 |
| ８ | 地域のネットワークを活用した人材育成≪中央区役所支援課、　岩槻区役所支援課≫ | 「中央区みんなで支えるネットワーク事業」の参加者アンケートによる満足度【83％】 | 85％ | 87％ | 90％ |
| 「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」の参加者アンケートによる満足度【95％】 | 95％ | 95％ | 95％ |

# 基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり

## 基本施策（１）意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や情報の取得のために必要な配慮を行います。

また、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本工業規格JIS X 8341-3等）に基づいてホームページを作成・公開し、市からのお知らせや行政サービス、イベントなど幅広い情報を掲載するだけでなく、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるようにするなど、ＩＣＴの利活用の促進に努めます。

実施事業

① 障害者等に配慮した情報提供

≪障害支援課、広報課≫

障害福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者やその家族が利用できるサービス等についての周知を図ります。また、視覚障害に配慮した媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。

② 聴覚障害者への情報提供の充実

≪障害支援課≫

聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う上で円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

③ 視覚障害者への情報提供の充実

≪障害支援課≫

視覚障害者向けに、新聞、雑誌、広報など必要な情報を定期的に点訳、音訳して提供するとともに、市内各区の情報や見どころについて、視覚障害者に情報提供を行います。

また、視覚障害者が無料又は低額の料金で、点字刊行物及び盲人用録音物を利用できる点字図書館の利用促進を図り、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。

④ 選挙時の情報提供

≪選挙課≫

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声テープ及びデイジーＣＤを希望者に配布するとともに、デイジーＣＤを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。

⑤ 障害者用資料の収集と作製の充実

≪中央図書館資料サービス課≫

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | 障害者等に配慮した情報提供≪障害支援課、広報課≫ | ガイドブックについてのアンケートによる障害者への配慮が充分だと思う方の割合【アンケート未実施】 | － | － | 80％ |
| ２ | 選挙時の情報提供≪選挙課≫ | 音声テープ等配布数【平成27年度の選挙の際は237本】 | 0本（当該選挙の予定なし） | 250本 | 0本（当該選挙の予定なし） |
| ３ | 障害者用資料の収集と作製の充実≪中央図書館資料サービス課≫ | 所蔵数（点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本）【2,986タイトル】 | 3,030タイトル | 3,070タイトル | 3,110タイトル |

## 基本施策（２）障害者の就労支援

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した支援を実施します。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

≪障害者総合支援センター、労働政策課≫

障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。

個々の障害特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。

② 障害者ワークフェア等共同開催事業

≪障害支援課、障害者総合支援センター≫

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉県就業支援課と協力して、「障害者就職面接会」及び「障害者ワークフェア」を共同開催します。

★③ 障害者優先調達の推進

≪障害支援課、障害者総合支援センター≫

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。

★④ 自主製品販売事業の活性化

≪障害支援課、障害者総合支援センター≫

障害者の工賃の向上を図るとともに、障害に対する理解を促進するため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。

また、自主製品の開発や品質の向上を図るために、その指導等を行うアドバイザーの派遣等に取り組みます。

⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援

≪人事課、教育総務課、障害者総合支援センター≫

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

⑥ 障害者の働く場づくりの推進

≪障害者総合支援センター、障害支援課、障害政策課、産業展開推進課≫

就労が難しい障害者の働く機会を拡大するために企業が障害者の雇用を促進する目的でつくる特例子会社への就労体験支援を行うとともに、一般就労が難しい障害者等に対して、企業的経営手法を用い最低限の公的支援で就労の場を提供するソーシャルファームの創設を支援します。

成果指標

| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ★１ | 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実≪障害者総合支援センター、労働政策課≫ | 障害者総合支援センター登録者の就労増員数【52人】〔参考：登録者の内就労者数は866人〕 | 60人 | 60人 | 60人 |
| ★２ | 障害者優先調達の推進≪障害支援課、 障害者総合支援センター≫ | 障害者就労施設等からの調達件数【86件】 | 106件 | 131件 | 172件 |

| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ★３ | 自主製品販売事業の活性化≪障害支援課、 障害者総合支援センター≫ | イベント等への出店回数【13回】 | 14回 | 15回 | 16回 |
| ４ | さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援≪人事課、教育総務課、 障害者総合支援センター≫ | 障害者の雇用者数【10人】 | 14人 | 16人 | 18人 |
| 民間企業等への就職率【20％】 | 25％ | 25％ | 25％ |
| ５ | 障害者の働く場づくりの推進≪障害者総合支援センター、障害支援課、障害政策課、産業展開推進課≫ | 特例子会社又はソーシャルファームの新規事業者数【未実施】 | ソーシャルファームの指針策定 | ソーシャルファームのモデル事業実施 | ３事業者 |



## 基本施策（３）バリアフリー空間の整備

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが快適に安心して使えるものに整備していきます。

実施事業

① ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発

≪都市経営戦略部≫

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向け研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

② 福祉のまちづくりの推進

≪福祉総務課≫

高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が安心して生活し、誰もが心豊かに暮らすことができる都市の実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学びあう「モデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

③ バリアフリー化の推進

≪交通政策課、道路環境課≫

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者等と連携し、市内のバリアフリー化を推進します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、来訪者の安全性や快適性を確保するために、駅ホームへのホームドアの設置に対する補助を行うなど、競技会場周辺地域のバリアフリー化を推進します。

④ ノンステップバスの導入の促進

≪交通政策課≫

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成していきます。

⑤ 公園リフレッシュ事業の実施

≪都市公園課≫

さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。

また、公園トイレの整備に当たっては、日本工業規格 JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に準拠します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発≪都市経営戦略部≫ | 研修受講者アンケートによるユニバーサルデザインについての理解度【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |
| ２ | 福祉のまちづくりの推進≪福祉総務課≫ | モデル地区推進事業参加者へのアンケートによる理解度【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ３ | バリアフリー化の推進≪交通政策課≫ | 駅ホームドアの設置【浦和駅・さいたま新都心駅（京浜東北線ホーム）のホームドア設置完了】 | 浦和美園駅（臨時ホーム）のホームドア設置完了 | 南浦和駅・北浦和駅（京浜東北線ホーム）のホームドア設置完了 | － |
| ４ | ノンステップバスの導入の促進≪交通政策課≫ | ノンステップバスの導入率【57.4％】 | 63％ | 67％ | 70％ |
| ５ | 公園リフレッシュ事業の実施≪都市公園課≫ | 「みんなのトイレ」整備箇所数【３か所整備】　 | ２か所整備 | １か所整備 | １か所整備 |



## 基本施策（４）外出や移動の支援

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、それぞれの障害の特性を理解し、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

実施事業

★① 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施

≪障害支援課≫

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

② 自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助

≪障害支援課≫

就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

③ リフト付き自動車の貸出し

≪障害支援課≫

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。

## 基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動の参加を促すとともに、発表、鑑賞、交流の機会の充実に努めます。

実施事業

① さいたまスポーツフェスティバル開催事業

≪オリンピック・パラリンピック部≫

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への関心を高め気運の醸成を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るため、オリンピック・パラリンピック競技を中心とする、障害の有無に関わらず参加・体験することができる「さいたまスポーツフェスティバル」を開催します。

また、本事業の開催に当たっては、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の周知啓発をはじめとする各種啓発活動を行います。

② 障害者文化芸術活動推進事業

≪障害政策課、障害支援課≫

障害者の文化芸術活動の活性化を図ることで、障害者の社会参加を推進するとともに、誰もが生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために、地域の芸術家等の派遣による文化芸術活動を実施します。

③ 全国障害者スポーツ大会への参加

≪障害政策課≫

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。

④ ふれあいスポーツ大会の実施

≪障害政策課≫

障害者が、スポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、障害者団体などと連携し、ふれあいスポーツ大会を実施します。

⑤ スポーツ教室の充実

≪障害政策課≫

障害のある人もない人もスポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、体育協会などの団体と連携し、スポーツ教室を実施します。開催に当たっては、幅広い方が参加できるよう内容の充実を図ります。

⑥ 障害者文化芸術作品展の実施

≪障害政策課≫

障害者の創作活動を奨励することにより、創作能力と社会参加の促進を図るとともに、その作品を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

⑦ 図書館資料へのアクセスの確保

≪中央図書館資料サービス課≫

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、ＰＲを強化し、利用者数を拡大します。

⑧ 市立施設の使用料減免

≪障害支援課≫

経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。

成果指標



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | さいたまスポーツフェスティバル開催事業≪オリンピック・パラリンピック部≫ | さいたまスポーツフェスティバルの来場者数【平成29年度　21,000人　】 | 22,000人 | 23,000人 | 24,000人 |
| ２ | 障害者文化芸術活動推進事業≪障害政策課、障害支援課≫ | 文化芸術活動の実施回数【未実施】 | 10回 | 15回 | 15回 |
| ３ | ふれあいスポーツ大会の実施≪障害政策課≫ | 参加者アンケートによる次年度も参加したいと感じた方の割合【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |
| ４ | スポーツ教室の充実≪障害政策課≫ | 参加者アンケートによる今後もスポーツを続けたいという方の割合【アンケート未実施】 | 80％ | 85％ | 90％ |
| ５ | 障害者文化芸術作品展の実施≪障害政策課≫ | 出品作品数【66作品】 | 80作品 | 90作品 | 100作品 |
| ６ | 図書館資料へのアクセスの確保≪中央図書館資料サービス課≫ | 宅配（郵送）サービス登録者数【29人】 | 35人 | 40人 | 45人 |

# 基本目標４　障害者の危機対策

## 基本施策（１）防災対策の推進

災害時における障害者に必要な支援や配慮が提供できるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難所の整備など各種取組を進めます。また、地域における防災対策を進めるため、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

★① 防災知識等の普及・啓発

≪障害支援課、福祉総務課、防災課≫

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要援護者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、緊急避難場所や避難所の把握や近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

★② 要配慮者の避難支援対策の推進

≪福祉総務課≫

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設・図上訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。

★③ 避難行動要支援者名簿の活用

≪福祉総務課、防災課、障害支援課≫

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。

★④ 緊急時における確実な情報の発信・受信

≪防災課≫

災害時における情報伝達において遺漏ない対応が図れるよう、意思疎通や情報収集が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性に応じた配慮について、あらためて検討します。また、訓練等を通じて、テレビ、ホームページ、ＳＮＳといったＩＣＴの活用も含め、確実な情報伝達や意思疎通を図るための各種手段について検討します。

★⑤ 防災訓練への障害者の参加

≪障害支援課、防災課≫

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する一般の地域住民の方の理解を深める訓練を実施します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★１ | 防災知識等の普及・啓発≪障害支援課、福祉総務課、防災課≫ | 災害時要援護者支援マニュアルの見直し及び周知啓発【平成29年度に福祉避難所運営マニュアルを策定した後、本マニュアルの見直しを行う】 | 見直し・周知啓発 | 周知啓発 | 周知啓発 |
| 出前講座参加者アンケートによる満足度【64％】 | 66％ | 68％ | 70％ |
| ★２ | 要配慮者の避難支援対策の推進≪福祉総務課≫ | 福祉避難所開設訓練の実施回数（図上訓練含む）【協定締結施設全84施設について、平成29年度に10回実施し、平成30年度以降、順次実施】 | 25回 | 25回 | 24回 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| ★３ | 避難行動要支援者名簿の活用≪福祉総務課、防災課、障害支援課≫ | 避難行動要支援者名簿の自主防災組織（未結成の場合は自治会）への配布率【78％】 | 79％ | 80％ | 81％ |
| ★４ | 防災訓練への障害者の参加≪障害支援課、防災課≫ | 総合防災訓練への障害者の参加者数【平成27年度　89人】〔参考：平成28年度は九都県市合同防災訓練（中央会場）として開催し119人〕 | 100人 | 110人 | 120人 |
| 各区避難所運営訓練への障害者の参加者数【３人】 | 20人 | 25人 | 30人 |



## 基本施策（２）緊急時等の対策



障害者が地域社会において安心して生活ができるよう、緊急時の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業

① 障害者支援施設等の防犯対策事業

≪障害政策課、障害支援課≫

障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。

② 緊急通報システムの設置

≪障害支援課≫

重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。

③ インターネット・メール・ファクスによる１１９番通報受信

≪指令課≫

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、確実な通報受信を行います。

④ 緊急時安心キット配付事業

≪救急課≫

円滑な救急搬送につなげるため、65歳以上の方や障害者などがお住まいの世帯を対象に、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管する緊急時安心キットを申請により無料で配付します。

⑤ 消費者行政の推進

≪消費生活総合センター≫

障害者の消費者被害への支援のため、障害者関係機関と連携し、広く情報提供を行うほか、消費生活相談を行います。また、出前講座の開催やチラシ・ポスターの配布など消費者被害の防止のための普及啓発を行います。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名≪担当所管≫ | 成果指標【現状】 | 平成30年度（2018） | 平成31年度（2019） | 平成32年度（2020） |
| １ | 障害者支援施設等の防犯対策事業≪障害政策課、　障害支援課≫ | 事業所の防犯研修受講率【32％】 | 40％ | 70％ | 100％ |
| ２ | 緊急時安心キット配付事業≪救急課≫ | 緊急時安心キット配付本数【3,454本】 | 4,000本 | 4,000本 | 4,000本 |
| ３ | 消費者行政の推進≪消費生活総合センター≫ | 障害者関係機関等への情報提供件数【77件】 | 80件 | 80件 | 80件 |